

京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部・京都光華女子大学大学院
新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（改訂版）

2021年4月28日改訂

2021年6月18日改訂

ガイドラインの趣旨	1
A 学生生活について	
1. 学生生活について	
(1) 基本的感染防止策 ～新しい生活様式をふまえて～	2
(2) 構内での基本マナー	3
2. 対面授業について	
(1) 登校について	4
(2) 対面授業の留意点	5
3. 大学施設の利用について	
(1) 図書館	6
(2) 学習ステーション・学科コモンズ	6
(3) 食堂、コンビニ等	7
(4) 運動場、体育館等	7
(5) 眞心寮	7
4. 大学における活動について	
(1) クラブ・サークル活動	8
5. 海外渡航および海外からの帰国・入国について	
(1) 海外渡航	9
B. 本学の感染対策	
1. 学生対応	
(1) 症状のある学生の登校自粛	10
(2) 学生が感染者になった場合の対応	10
(3) 学生が濃厚接触者になった場合の対応	10
2. 消毒等	10
3. その他	10

厚生労働省ホームページなどを閲覧し、新型コロナウイルス感染に対する適切な危機意識をもち、京都および居住地域の感染状況に注意して、感染しない・感染させない行動を心がけること。

主な変更箇所：赤字

本ガイドラインの趣旨

2019年12月に検出された新型コロナウイルスは、2020年に入り世界各地で猛威を振るい、日本でも緊急事態宣言が発出される事態となりました。2021年1月～3月には一部都府県に2回目の緊急事態宣言が発出されましたが、解除後まもなくの4月には大阪府をはじめとする近畿圏や首都圏で再び感染が急拡大し、加えて感染力が強く重症化しやすいとされる変異株の感染も増加しています。

京都府内でも、3月中旬以降、複数の大学でクラスターが発生する等感染者が増加し、4月1日に厳重警戒期に到達したことから、京都府が国に「まん延防止等重点措置」の要請を行い、4月12日～5月5日まで適用となりましたが、感染拡大が収束せず、4月25日～5月11まで3度目の緊急事態宣言が発出されることになりました。

このような状況下で、本学においても、可能な限り感染拡大リスクを低減させ、①学生が安心して学業に専念できる学修環境 ②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境 ③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境を整備することが重要となります。

そこで、2020年度に制定した「京都光華女子大学・短期大学部・研究科の再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン（2020年10月22日改訂）」を基本に、京都府の「大学等における感染症拡大防止のためのガイドライン（改訂版）」（2021.4.20）、緊急事態宣言に伴う京都市からの発信内容等も踏まえ、以下のように本学のガイドラインを改訂します。

A. 学生生活について

1. 学生生活について

(1) 基本的感染防止策 ～新しい生活様式をふまえて～

■ 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ① 毎朝検温する習慣を身につける。
- ② こまめに手洗い・手指消毒をする。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
- ③ 咳エチケットを徹底する。
- ④ こまめに換気する。(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ⑤ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ⑥ 3密(密集、密接、密閉)を回避する。
- ⑦ 免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけること。

■ 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ① 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。また大声を出さないこと。
- ② 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。但し、気温や湿度が高い時は熱中症などの恐れがあるため、マスクを着用しなくてもよい場合がある。その場合は、人との間隔を十分にとり会話は控えること。
- ③ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替えてシャワーを浴びる。
- ④ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。
高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 など
- ⑤ 発症したときのため、自身の健康状態や誰とどこで会ったかを記録すること。
- ⑥ 当面の間、原則的に海外渡航は中止すること。

■ 飲食に関する感染対策

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあり、業種別ガイドラインを遵守しているお店を選ぶ。
- ② 一人で食べる「個食」、黙って食べる「黙食」に協力する。
- ③ 食事中でも会話の時はマスクを着用し「会話」と「食事」を分ける。
- ④ 食事前、退店時には手指消毒をする。
- ⑤ お店では大声で話さない。
- ⑥ 2時間、4人までを目安にする。
- ⑦ 新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパ参加は自粛する。
- ⑧ 宴会や家族以外のホームパーティーは控える。
- ⑨ 路上・公園等での集団飲酒は禁止。

■ 移動・外出に関する感染対策

- ① 3密(密集・密閉・密接)状況を避け、またそのような場所に行かない。
- ② 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ③ 体調が悪い時は、無理して外出しない。
- ④ 地域の感染状況に注意する。
- ⑤ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ⑥ 緊急事態宣言下では特に、都道府県をまたぐ移動は自粛する。

■ 体調不良時等の対応

- ① 発熱等の症状や感染が懸念される場合は、まず地域の診療所(かかりつけ医)に電話で相談し、指定された方法で受診する。
- ② 各都道府県の「相談・医療に関する情報や受診・相談センター」にも相談が可能。連絡先は、厚生労働省のホームページで確認すること。

相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

■ その他

- ① 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者・その家族、および、医療従事者・その家族に対して、差別・偏見・誹謗中傷等を禁止する(対面及びSNS上を含む)。
- ③ アルバイトを行う際は、勤務先の業種別ガイドラインに従うこと。業種別ガイドラインを守っていない店・場所で勤務しない。
- ④ 下宿している場合は、体調不良時等に備え、イオン飲料や食べやすいものを備蓄しておくこと。また、下宿先に大勢が集まったり、宿泊するなどは自粛する。
- ⑤ 新型コロナウイルス関連アプリ「COCOA」「こころ」のインストールを推奨する。

「COCOA」 厚生労働省接触確認アプリ ※サイト内に QR コードあり
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

「こころ」 京都府緊急連絡アプリ ※サイト内に QR コードあり
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>

- ⑥ 「光華女子学園における感染症発生に関する公表基準」に従い、クラスター発生時や学内外への感染拡大の恐れがあると判断した場合は、感染者の年代、性別、居住している都道府県、受診の状況等を、個人が特定されない範囲で情報を公表する場合がある。

(2) 構内での基本マナー

- ① 入構時には毎回、検温と健康チェックを行なうこと。37.5℃以上の発熱や咳等の症状がある場合は入構を認めないことがある。また、37℃以上でも保健指導を行う場合がある。
- ② 学内ではマスクを着用する。但し、アレルギー等特別な理由で着用が難しい場合は、ハンカチ等を使い咳エチケットに十分注意する。
- ③ 校舎や教室に入るときは、設置しているアルコール消毒液で手指消毒する。
- ④ できるだけ除菌シートや携帯用消毒液を持参し、共有のもの(例、机や椅子)を触った後等は、触れた部分と自分の手指を拭く等して、積極的にセルフ対策をする。
- ⑤ エレベーター内は3密(密集・密閉・密接)になるため、できるだけ階段を利用する。エレベーター内では静粛を保ち、人との間隔を空ける。
- ⑥ 授業や用事が済み次第、できるだけ速やかに帰宅する。
- ⑦ 鼻水、唾液等が付いたティッシュやマスクを廃棄するときは、ビニール袋に入れて密封して縛る。そのままポイ捨てしないこと。
- ⑧ 当面の間、食事は瑞風館1階の食堂等決められた場所以外は認めない。(教室・学習ステーション・各学科コモンズでの食事(お菓子類も含む)もしばらく禁止)
飲み物は可とするが、マスクを外して飲みながら15分以上ソーシャルディスタンスを取らない状態で話し込まない。
- ⑨ トイレ使用後は、トイレのフタを閉めてから汚物を流し、速やかに石けんで手洗いする。

2. 対面授業について

(1) 登校について

以下 (a) (b) の場合は、登校や学内外の諸活動を自粛し、速やかに「コロナ相談・報告フォーム」(光華 navi) にて保健室に連絡すること。軽く考えて自己判断しないこと。(自粛期間は課題提出等により授業の欠席とならないよう配慮します[但し、実習科目等の一部科目を除く])。

- (a) 登校日に以下の症状がある場合は、発症日から登校を自粛すること。登校自粛解除は症状の回復から 72 時間経過後とします。
 1. かぜ症状や発熱がある。
(解熱剤やかぜ薬等を服用して症状が緩和されている場合も含む)
 2. 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
 3. 原因不明の味覚障害や嗅覚障害が最近急に起こった。

- (b) 自分および同居家族が感染者および濃厚接触者である場合
 1. 濃厚接触者の濃厚接触者となった場合(例、濃厚接触者が同居の家族)は、濃厚接触者の PCR 検査「陰性」の判定が出るまでは登校や学内外の諸活動を自粛する。再登校時期については必ず保健室に確認する(自己判断はしない)。
 2. 自分および同居家族が、濃厚感染者の連絡を受けたり、PCR 検査を受ける等の事情が発生した。

登校自粛に関する詳細は、別添資料「新型コロナウイルス感染症に関する登校自粛の取り扱いについて」を参照。状況に応じて更新版を作成する場合は、その都度配信します。

【対面授業配慮及び欠席の取り扱い】

以下の 1～3 に該当する場合は授業配慮の対象となります。

1. 基礎疾患などがあり新型コロナウイルス感染症により重症化リスクが高い、あるいは感染不安が著しく高い方
2. 対面授業実施日およびそれ以前の 2 日間以内に以下の症状がある場合
 - ① かぜ症状や発熱がある場合
 - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
 - ③ 原因不明の味覚障害や嗅覚障害が最近急に起こった場合
 - ④ 自身および同居家族が濃厚接触者もしくは感染の疑いがある場合
3. 自身が感染している場合

手続き方法や科目担当者への連絡方法等の詳細は「光華 navi 画面「その他」⇒「授業・各施設」」を確認してください。状況に応じて更新版を作成する場合は、その都度配信します。

(2) 対面授業の留意点

「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」の発出時(緊急時)

大学構内への学生の入構者数を抑制するためにオンライン授業を積極的に推奨する等、その時々々の状況下における京都府等からの要請に準じ、本学の対応措置を決定する。

【講義】

- ① 講義室での着席については、文部科学省衛生マニュアルに定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り座席間隔を空ける。「着席不可」の座席に着席しない。
- ② 感染者が出た場合の感染者の行動履歴を把握するため、毎回の授業時の座席位置を把握することを推奨する。ペアワークやグループワーク等の発話を伴う場合は、グループ毎に学生の学籍番号、氏名を記録すること。
- ③ 感染リスクの高い教育活動は避ける。
例 ・近距離で活動する歌唱・管楽器演奏・表現や鑑賞活動
・密集したり・組み合ったりする運動
- ④ 実験や観察、調理実習を行う場合は、会話を最小限にし飛沫を押さえ、密接な状況を最小限にし感染リスクを低減するよう工夫する。
- ⑤ 運動時に熱中症予防や呼吸確保のためにマスクを外す場合は、人との距離を2m以上空け、会話を控えること。
- ⑥ 室温に留意しながら定期的（30分に1回）に換気を行い、窓は対極に開ける。換気をしながらのエアコン使用を可とし、熱中症にも留意する（水分補給をこまめにとる等）。
- ⑦ 教室の使用は、収容定員の半分を目安に割り当てる、必要に応じて複数のグループに分ける等、これまでより広い講義室を使用する。
- ⑧ 公共交通機関による通学をしている学生のために、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせるなどの措置を必要に応じて検討する。

【授業担当者】

- ① 毎朝検温を行い、37.5度以上ある場合や体調が優れない場合（倦怠感、吐き気等）は、無理をせず授業を休講し、後日、補講を行うこと。
※休・補講を行う場合、学生サポートセンター修学担当に連絡すること
※オンデマンド授業に切り替え可能（休講とせず、オンデマンド授業に切り替える場合、必ず学科の教務委員と学生サポートセンター修学担当に連絡すること（学生サポートセンター修学担当 mail: kyomu@mail.koka.ac.jp)）
- ② マスクの着用及び必要に応じてフェイスシールド等利用すること。
※聴覚障がいのある学生が受講している場合、教員の口の動きを見る必要があるため、フェイスシールドを着用する。学生サポートセンター学生支援担当より授業担当者へ依頼する。
- ③ 対面授業終了後の行動について、大人数での行動を自粛するよう繰り返し声掛けをする。
- ④ 発症者や濃厚接触者への出校停止期間中の課題や勉強方法を個別に指示できるように準備しておく。

その他、授業についての詳細は「2021年度授業指針」を確認してください。
状況に応じて更新版を作成する場合は、その都度配信します。

【学生】

- ① アレルギー等特別な事情がない限りマスクを着用すること（着用が難しい場合はハンカチ等を使い咳エチケットに十分注意する）。忘れた場合はコンビニ等で購入すること。
- ② 建物に設置しているアルコール消毒液にて手指を消毒し教室へ入る。
- ③ 間隔を空けて座る。 ※「着席不可」の座席に座らない
- ④ 大きな声は控え、雑談は控える。
- ⑤ 熱症状（咳・鼻水等）が見受けられた場合、教員が帰宅の指示をする場合がある。
- ⑥ 授業終了後は、学内に用事を済ませ速やかに帰宅すること。

3. 大学施設の利用について

(1) 図書館

- ① 運営は、行動指針のレベルに応じて行う。
- ② 「図書館における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」を定め、それに沿って必要な取組を行う。
- ③ オンラインサービスの充実を図りつつ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染防止のための取組を最大限講じる。
- ④ 貸出期間の延長や貸出冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ⑤ 貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカを設置するなど、間隔を空けて整列するよう促す。
- ⑥ 利用者と対面で貸出手続き等の作業を行う場合、透明板等により、来館者との間を遮断する。

(2) 学習ステーション・学科コモンズ

- ① 運営は、行動指針のレベルに応じて行う。
- ② 感染者が出た場合の感染者・濃厚接触者の行動履歴を把握できるよう、入退室時に学生が受付表に滞在時間・氏名等を記入すること。
- ③ 一部コモンズで行っている本の貸出などは、オンラインサービスの促進をはかるとともに、貸し出し冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ④ 静粛を保つように心がける。
- ⑤ 3密にならないよう学生指導する。
- ⑥ 一度に利用する人数を減らし、対面で食事や会話をしないように学生指導する。
- ⑦ 常に換気する。
- ⑧ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ⑨ 入退室の前後に手洗い・手指消毒をするよう学生指導する。

(3) 食堂、コンビニ等

- ① 運営は、行動指針のレベルに応じて行う。
- ② 混雑時は入場制限を実施する。
- ③ 入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ④ 食堂では、座席の間隔を十分に空け、「着席不可」の座席に座らない。
- ⑤ 食堂では、当面の間、弁当形式や提供時間の早いメニューのみ販売とする。
- ⑥ 従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ⑦ レジ等に並ぶ場合は、並ぶ時間を短くするとともに、床に印をつける等間隔を空ける。
- ⑧ 利用者は大声を出さない。
- ⑨ 食事中でも会話をするときにはマスクを着用する。
- ⑩ 長時間利用しない。
- ⑪ 従業員や出入り業者においても検温・健康チェックを行い、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ⑫ 食堂利用前には必ず消毒・手洗いを徹底する。

(4) 運動場、体育館等

- ① 体育館入り口の消毒液で、手指消毒をして入室する。
- ② 体育館は窓・扉を開けて換気を十分行う。
- ③ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ④ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ⑤ 歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ⑥ 更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。

- ⑦ 各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ⑧ その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

(5) 眞心寮

- ① 運営は、行動指針のレベルに応じて行う。
- ② 「眞心寮における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を定め、それに沿って必要な取組を行う。
- ③ 感染者が一人でも確認されたら閉寮とする。その間、健常者は全員帰宅、濃厚接触者は、基本的には保護者の迎えによって帰宅する。遠方のため短期間迎えが困難な場合は、一旦本学が指定する構内の場所に待機する（その間に陽性反応が出た場合は感染者として対応する）。
- ④ 濃厚接触者が発生した場合（感染者は無し）は、濃厚接触者本人は③の対応となるが、濃厚接触者数が全体の30%に達した場合は、閉寮とする。
- ⑤ 学生への注意喚起の最新版に準じ、寮生を指導する。
 - ・館内でもマスク着用は必ず守ること。
 - ・帰宅時は、寮入口のアルコール消毒液で必ず手指消毒して入寮すること。また生活全般において手洗い・うがいを徹底し、新型コロナウイルス他感染症対策をきちんと行うこと。
 - ・部屋の換気を適宜行うこと。
 - ・密接して長時間話し込んだりしないこと（どうしても必要な場合はマスクを着用）。
 - ・毎日点呼時に検温・健康状況を寮指導員へ報告すること。寮指導員は報告を記録し管理する。検温は原則各自で用意した自分用の体温計で行う。寮の体温計を使う場合は使用の前後にアルコール綿で除菌する。
- ⑥ 新寮生歓迎会などの寮イベントは当分の間中止または延期とする。
- ⑦ トイレや浴場、食堂、休養室など共同で使用する場所は、清潔を保つよう清掃などを徹底する。
- ⑧ 感染状況により1人部屋の措置をとる。
- ⑨ 食事は食堂ではなく自室で個別に摂る。
- ⑩ ロビーや廊下ではマスクを着用し、大声を出さない。
- ⑪ 脱衣所・浴室内では特に会話を控え、大声を出さない。
- ⑫ 共用施設や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的（1日に数回）に消毒する。

4. 大学における活動について

(1) クラブ・サークル活動

「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」の発出時（緊急時）

活動の休止、宿泊を伴う遠征・合宿の禁止をはじめ、他府県への合宿・遠征（対外試合等）等は中止や延期、やむを得ず実施する場合はPCR検査受検等、その時々状況下における京都府等からの要請に準じ、本学の対応措置を決定する。

- ① クラブ・サークル活動については、行動指針のレベルに応じて行う。
- ② 屋内外を問わず、飲食を伴う新入生歓迎会やコンパなどは禁止する。
- ③ 密集する運動・近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、屋内で多数の学生が集まり呼気が激しくなる運動や大声を出す活動は活動を自粛する。
- ④ 当面の間、活動は許可制とする。活動を希望するクラブ・サークルは、団体ごとに集団感染予防対応ガイドラインを作成し、必要書類を添えて申請する。本学から許諾を得た場合のみ再開可能とする。活動場所は、学生サポートセンター（学生生活担当）と相談すること。

《再開条件は以下のとおりとする。》

- ・部室は活動に必要な用品備品などの調達のみ使用可とし、当面の間、原則入室は1名のみとし、最大15分とする。部室内の活動は禁止する。
- ・宿泊を伴う遠征・合宿を禁止する。
- ・当面の間、他大学や学外団体などとの対面による合同練習や練習試合、交流企画などの実施および公式試合（大会）などの出場については、別途学生サポートセンター（学生生活担当）の許可を得る。また、参加および出場が認可された場合は、連盟等主催者（団体）の感染拡大防止対策を順守し、活動を行うこと。
- ・当面の間、対面による勧誘活動は禁止する。
- ・1日あたり原則3時間以内の活動であること（十分な換気・休憩時間・消毒などの感染防止対策に係る時間を含む）。
- ・活動が団体で行うことが基本の場合は20人以内の活動であること（分散して練習するなどの工夫をしてください）。
- ・学内外で、コンパなどの対面で飲食を伴う会合は禁止する。
- ・活動日ごとに、活動報告書（活動場所、活動時間、活動内容、参加者、参加者の検温と健康チェック結果）を作成し、学生サポートセンターに報告すること。
- ・マスク着用（学外体育系活動はこの限りではない）、咳エチケット、3密の回避（ソーシャルディスタンスの確保）、十分な換気、手指アルコール消毒および手洗いなどの基本的新型コロナウイルス感染拡大予防を厳守すること。
- ・活動実施責任者（顧問・指導者）は学生を指導し上記条件を順守するよう管理監督すること。

5. 海外渡航および海外からの帰国・入国について

(1) 海外渡航

- ① 学生は、原則に海外渡航は中止すること。但し、海外への帰省などやむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に国際交流センターに海外渡航届を提出すること。
- ② 留学を希望する学生は、国際交流センターに相談すること。その後、所定の会議で承認された場合のみ、留学を許可する。
- ③ 教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとする。
 - ・外務省設定の感染症危険レベル3以上の国・地域へは「渡航不可」。
 - ・外務省設定の感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に国際交流センターに海外渡航届を提出する。

(2) 海外からの帰国・入国について

- ① 各国の対応策は流動的ですので、各省庁の関連ホームページも随時更新されます。情報が必要な場合は、以下のホームページで最新の情報を取得し、その指示に従うこと。

外務省ホームページ

海外安全ページ（新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報等、最新情報が集約されています）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置等
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

厚生労働省ホームページ

水際対策に係る新たな措置について（日本への入国について必要な手続き等が掲載されています）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

B. 本学の感染対策

1. 学生対応

(1) 症状または感染懸念のある学生の対応（登校自粛等）

*本ガイドライン4ページを参照

(2) 学生が感染者になった場合の対応

- ① 保健所、もしくは当該学生から、電話または「コロナ健康状況報告フォーム」により連絡・相談が入る。
- ② 学校保健安全法（1958年法律第56号）第19条に基づく出席停止措置を取る（欠席扱いとしない）。
- ③ 入院中は接触不可、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定のための調査に協力する。退院後追跡調査を2～3回程度行う（基本的に保健室対応）。
- ④ 保健所の調査から情報が得られない場合、可能であれば電話やメールで発症した学生に発症日（無症状の場合はPCR検査日）の2日前から入院（自宅待機）するまでの期間の行動調査を行い、できれば濃厚接触者の情報を得る。
- ⑤ 感染者の年代・性別・居住地、および必要に応じて感染にかかわる重要な行動履歴を公表する必要があることを学生に周知する（但し、氏名など個人が特定されるようなものは公表しない）。また、文部科学省へ報告する。
- ⑥ 履修科目担当者へ感染者情報を連絡し欠席扱いとしないことを通知（学生サポートセンター主担）。
- ⑦ 当該学生本人・保護者・主治医・学校医と相談して、再登校可能日を決定する（保健室）。

(3) 学生が濃厚接触者になった場合の対応

- ① 濃厚接触者の定義
（国立感染症研究所の定義）
「感染者と感染可能期間に接触した者のうち、以下に当てはまる場合」
 - (a) 感染確定者と同居あるいは長時間の接触があった者
 - (b) 適切な感染防護なしに感染確定者を診察・看護もしくは介護していた者
 - (c) 感染確定者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - (d) その他 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染確定者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）
- ② 保健所の調査により、濃厚接触者と特定された者は、感染者との最終接触日から14日間を経過観察期間として出席停止措置をとる。感染者が学内で発生した場合は、保健所の調査に際し、上記定義（特に（d））に関し、学内での接触者記録、座席表等を予め準備しておく。
- ③ 情報収集する内容・方法は①とおなじ、14日間観察期間に2回程度追跡調査をおこなう（保健室）。
- ④ 履修科目・教室・クラブ活動などについては公表しない⇒但し発症すれば①と同じ。
- ⑤ 履修科目担当者へは学生が学内メールや光華naviのクラスプロファイル「Q&A」から連絡する。
- ⑥ 保護者に連絡し、下宿生の場合可能であれば保護者と相談し、帰省させる手段を講じる。但し、それが困難な場合は適切な対応を図る。

2. 消毒など

- ① 感染リスクの推定と評価を行う、大学内の感染リスクの高い物品やドアノブなど共有で人の手が多く触れる場所・頻度を調査し、必要な消毒液の購入を行う。
- ② 各建物入口及び必要な部署に手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を効率的に設置する。
- ③ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。パソコンなどの場合は、使用後に、除菌ウェットティッシュで拭くこと。
- ④ 実験・授業などで、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応をするよう物品管理者に徹底する。
- ⑤ 人と人が対面する場所は、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテンなど）でできるだけ遮蔽する。
- ⑥ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。特に学生が共有するものに接触する前・後に手を洗うあるいはアルコール消毒するよう指導徹底する
- ⑦ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう学生に指導する。
- ⑧ トイレは、感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。特に、不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行うよう、清掃業者に依頼し適切な消毒剤を手配する。
- ⑨ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ⑩ ハンドドライヤーは使用停止とする。

3. その他

- ① 学生用の「相談・報告フォーム」を構築済み（稼働中）。
- ② クラスタが発生した場合、及び、当該地域管轄の保健所と相談し、学内外への感染拡大の恐れがあると判断した場合は公表する。公表する感染者情報は、年代、性別、居住している都道府県、受診の状況等、個人が特定されない内容とする。
- ③ 本学ホームページに新型コロナウイルスに関する情報をまとめたページを設けている。

以上

◆リンク集◆

* 各都道府県の「相談・医療に関する情報や受診・相談センター」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



きょうと新型コロナ医療相談センター、各保健所

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html#c>

* 厚生労働省新型コロナウイルス接触推進アプリ「COCOA」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

Google Play



App Store



* 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>



* 安全ホームページ（外務省）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

*** 日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置等（外務省）**

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

*** 水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html